

手順書:呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連

6. 気管カニューレの交換(在宅-1①)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、気管カニューレの状態(カニューレ内の分泌物の貯留、内腔の狭窄の有無等)、身体所見(呼吸状態)及び検査結果(経皮的動脈血酸素飽和度(SpO_2)等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、留置されている気管カニューレの交換を行う

【対象の患者の状態】

気管開窓後、または気管切開後、1週間を経過して瘻孔が完成した気管カニューレ挿入中の患者で

- ・何らかの原因でカニューレが抜けてしまった時
- ・カニューレのカフ等の破損があり、交換が必要な場合
- ・カニューレが乾燥した分泌物等で閉塞した場合
- ・定期交換



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識状態、バイタルサイン、病状が平常時と変化がない
- 呼吸状態が安定している、もしくは安定しつつある
- 分泌物が血性でない
- 気管孔や周囲から出血がない
- 皮下気腫がない
- その他()

担当医師に直接連絡し、指示をもらう

範囲外

範囲内



実施

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識状態、バイタルサインに変化がないもしくは問題がない
- 交換後に分泌物に変化がない、もしくは軽度の変化である
- 皮下気腫がない
- (人工呼吸装着の場合)一回換気量、分時換気量の変化がない、もしくは軽度である
- 瘻孔もしくは不良肉芽から持続的な出血が認められない
- その他()

当てはまらない事項がある場合は、担当医に直接連絡し指示をもらう



【緊急連絡方法】

日中 ()
休日・夜間 ()



【報告方法】

即日 (電話・事務報告)